

大項目2. 市内のバリアフリーへの取り組みについて

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（最終更新：平成二十九年五月十二日公布（平成二十九年法律第二十六号）改正）があります。

「第一条 この法律は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性にかんがみ、公共交通機関の旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、公園施設並びに建築物の構造及び設備を改善するための措置、一定の地区における旅客施設、建築物等及びこれらの間の経路を構成する道路、駅前広場、通路その他の施設の一体的な整備を推進するための措置その他の措置を講ずることにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設の利用上の利便性及び安全性の向上の促進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。」と謳われています。

昨年9月議会同様、内容を絞ってお聞きします。

①JR 東福生駅のエレベーターの設置について、昨年9月議会のご答弁では、「東福生駅のバリアフリー化への好機と捉え、JR 東日本八王子支社との協議を開始した。」とのことで、大いに期待しているところですが、JR 東福生駅のエレベーターの設置について、お聞かせ下さい。

②福生駅西口タクシー乗り場等段差解消について、昨年9月議会でお伺いし、福生駅西口タクシー乗り場の段差解消は、なかなか簡単には進められないことは理解いたしました。しかし、2020年（平成32年）は東京オリンピックの年に当たります。福生市でも競技の要望もありますので、それまで4年間しかありませんが、工夫を凝らして応えられるよう、努力を尽くされるよう要望をしておきます。と、要望させていただきました。福生駅西口タクシー乗り場等段差解消の見通しについて、お聞かせ下さい。

2. 市内のバリアフリーへの取り組みについて (2回目)

①JR 東福生駅のエレベーターの設置について

2020年（平成32年）度までに、原則としてエレベーター等を整備する駅となっている訳です。

JR の工事着手順位考慮なしで、設計・工事等考えてギリギリ2年程度前、平成30年度中には決めなければならないと私は思います。

市としてはタイムリミットをいつ頃と考えておられるか、お聞かせ下さい。

2．市内のバリアフリーへの取り組みについて （3回目）

①JR 東福生駅のエレベーターの設置については、慎重に進められるのも結構ですが、周辺にお住まいの方々は、首を長くして待っておられることを忘れずに、実現へのご努力を宜しくお願い致します。

②福生駅西口タクシー乗り場等段差解消について、

福生駅西口では、西口再開発が動き出しています。西口再開発の整備に合わせて行った方が経済的且つ、効果的かと思えます。

福生駅東口についても、段差解消など、解決すべき課題を抱えています。福生駅東口の富士見通り商店街も、道路拡幅計画、商店街「まちづくり協議会」による動きもあります。

福生駅西口、東口とも、これらの動きに併せて、段差解消など解決すべき課題について、早期に取り組んで欲しく思いますが、この点はどのようにお考えか、お聞かせ下さい。

2．市内のバリアフリーへの取り組みについて （3回目）

様々な作業上の調整のあるところですが、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、市内バリアフリーの取り組みは、待ったなしの課題です。是非、知恵を活かして早期に取り組みを進めるようお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。